

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域の作成主体の名称

鹿児島県

2．構造改革特別区域の名称

宇宙開発特区

3．構造改革特別区域の範囲

西之表市、熊毛郡中種子町及び南種子町の全域

4．構造改革特別区域の特性

本県は、内之浦町及び種子島の2箇所に国内で唯一、常設のロケット打上施設を有しており、中でも鹿児島市の南方約115キロメートルの太平洋・東シナ海洋上に位置する種子島には、国内最大のロケット打上施設である種子島宇宙センター（以下、「宇宙センター」と呼称する。）が立地している。

種子島は、南北58キロメートル、最大幅12キロメートル、最高地点282メートルの細長い平坦な島で、国内の離島の中で5番目に広い面積（約445平方キロメートル）を有し、1市2町（西之表市・中種子町・南種子町）からなっている。歴史的には、1543（天文12）年にポルトガルから鉄砲が伝来した土地としても有名である。

種子島の宇宙関連施設は、中種子町と南種子町の2町に点在しているが、基幹産業が第一次産業（特に農業）である中種子町及び南種子町にとって、宇宙センターの立地は同センターへの雇用を創出ただけではなく、第二次産業（ロケット関連部品の製造施設の立地）、第三次産業（ロケット打上げ従事者、観光客などを対象とした産業）の振興に大きく寄与し、地域活性化の重要な資源としての役割を果たしている。

また、宇宙センターは、特殊法人宇宙開発事業団（以下、「NASDA」と呼称する。）が1966（昭和41）年から建設を開始、総面積860万平方メートルの敷地を有し、1975（昭和50）年9月のN型ロケットによる初の人工衛星打ち上げから、2003（平成15）年3月のH-A型ロケットによる情報収集衛星の打ち上げまで、計36機のロケットが打ち上げられた。

人工衛星打ち上げ事業は打ち上げ用ロケットの製造・整備作業、打ち上げられる人工衛星の整備作業、これらの作業を行うために使用する無線局や燃料貯蔵設備等の地上設備の運用作業、人工衛星を定められた衛星軌道に投入するための解析作業等々、裾野の広い大規模なシステムを組み上げることである。この事業の

うち、民間企業が営利を目的として人工衛星の運用者に対して打ち上げサービスを提供する事業を人工衛星打ち上げサービス事業と呼ぶ。

これまでNASDAが行ってきた宇宙開発国家プロジェクトとしての人工衛星等の打ち上げ事業は独立行政法人宇宙航空研究開発機構（2003（平成15）年10月発足。以下、「JAXA」と呼称する。）に引き継がれることから、今後も宇宙センターは引き続き日本のロケット打上施設の中核であり続ける。

加えて2005（平成17）年度からは、これまでNASDAが所管してきたロケット打ち上げ技術の移管を受けた民間企業により人工衛星打ち上げサービス事業が開始されることが決まっており、日本の優れたロケット技術と民間企業の利点を活かして、日本の人工衛星のみならず、広く外国衛星の打ち上げを担うことを目指している。

これまで、国家プロジェクトという傘の下で進められる宇宙開発事業では様々な便益を受けることができたが、民間企業が独自に一般事業として行う際は様々な法律上の手続きを民間企業が行う必要が生じたり、規制が円滑な事業の推進を損なう恐れがあり、事業コストの増加が指摘されている。

一方、先進諸外国では宇宙開発が国家安全保障と緊密に結びついて進められてきたため、国策として宇宙関連産業が優遇されており、民間事業にあっても法規制等が様々な面で特例的に緩和されている。

従って、既に諸外国の事業者によって行われている国際的な人工衛星打ち上げサービス事業に我が国の事業者が参入するにあたり、国内規制による障壁と国際的な環境の違いが事業の国際競争力を弱める原因になっている。

本県内を中心として今後展開される国家プロジェクトの打ち上げ事業の遂行と人工衛星打ち上げサービス事業の成功は本県の地域産業の振興に繋がることを期待されており、これらの事業の発展について本県としても地元自治体と共に支援を続ける方針であるが、事業の成功をより一層確かなものとするためには上記の環境を改善する法制度面での規制緩和が欠かせない。

5．構造改革特別区域計画の意義

宇宙開発特区計画は、宇宙センターを最大限に活用することで人工衛星打ち上げ事業を円滑に推進しようとするものである。

日本の宇宙開発はこれまでの国家主導から、技術移転を経て民間企業の創意工夫による発展を求めるフェーズに入ったが、人工衛星打ち上げ事業を取り巻く環境は決して楽観を許さず、産業界・地方自治体・独立行政法人の力を結集して、事業環境を整える必要がある。これを後押しするためにも、特区において宇宙開発技術・宇宙機器の特性やその運用環境に沿うような規制の特例を適用し、また、可能な限り宇宙開発先進諸外国に近い制度環境を実現することが求められている。

宇宙開発技術やロケット・人工衛星等宇宙機器については、安全性・信頼性に係わる技術・運用には特別に十分な配慮がなされており、実績上問題は発生していない。

今回申請する無線局の取り扱いについても、規制の特例措置を活用することに

より、作業の効率化が期待できる。

今後、特区内で同様の作業効率化を積み重ねていくことにより、宇宙センターをより利用し易いロケット打上施設にして、地域産業の活性化と広く日本の産業に貢献することが期待される。

6. 構造改革特別区域計画の目標

宇宙開発特区の最終的な目標は、国内では唯一当該特区内においてのみ実施可能な実用人工衛星打ち上げ事業が円滑に推進されることを支援し、国内宇宙産業界の活性化、並びに人工衛星打ち上げサービスの受注を通じてロケット市場における我が国の国際競争力の強化を支えることである。

ただし、ロケット打ち上げという非常に大規模システムを用いるため、人工衛星打ち上げ事業で実施する作業・適用される規制は多岐にわたっており、今後、更なる規制緩和が進められることが期待される。

全ての環境を一度に整えることは現実的に難しいことから、人工衛星打ち上げ事業に必要な規制の特例措置のうち、申請時点までに認められている内容を一つ一つ取り込んで、宇宙開発特区の事業環境を充実させることとする。今回申請する無線通信免許に関わる事業により特区認定を受けた後も、宇宙開発特区の変更申請も適宜実施することを想定している。

なお、宇宙関連施設・設備に限らず、確立された特別な技術に基づき、適切な運用を行う環境において、規制の特例が認められる前例となることで、先端的な研究開発の実用事業化を促進することができる。

また、打上げ従事者や観光客を対象としたサービス業等の需要拡大、宇宙関連産業の立地促進をはじめとした、特区周辺地域の振興も重要な目標である。

宇宙産業界の活性化と海外商業衛星受注に伴うロケット打上げ機数の増加は、宇宙開発特区の第一次的な目標ではあるが、その効果を周辺地域の振興に確実に結びつけることは、特区としての性格上、不可欠である。

つまり、宇宙産業界の活性化と特区周辺地域の振興は、宇宙開発特区計画の両輪に当たるものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特別区域計画実施に伴うロケット打上げの効果は、ロケットの打上げに必要な活動を行う直接的な効果、ロケットの打上げを行うことから派生する間接的な効果の2種類に大別することができる。

ロケットの打上げに必要な活動を行う直接的な効果

直接的な効果としては、製造業、建設業、サービス業など関連産業への需要がある。

現在のロケット打上施設的能力や全世界的な人工衛星の打ち上げ需要動向からすると、既定打上げ計画に対して商業衛星を主対象とした追加的な発注は、

年間1～2機が上限と考えられが、5年後（平成19年度）はこれら商業衛星を含めて、現在の倍の年間4機程度の打上げを見込んでいる。

規制の特例措置を活用する効果としては、無線通信免許の手続きに要していた時間（通常、事前協議から免許取得まで約1年半を要している無線通信免許の申請手続きが、1回分削減される。）の短縮が期待できる。

また、人工衛星打ち上げサービスを1案件受注すると総額で約75億円の売り上げが相場であり、現況では約150億円/年（年間2機打ち上げベース）であるが、5年後（平成19年度）では約300億円/年（年間4機打ち上げベース）を見込んでいる。

但し、この金額にはロケットの製造など宇宙開発特区外の作業が含まれており、特区周辺に限定した投下額を推算するのは困難ではあるが、国内外の打上げ作業従事者については、間違いなく特区周辺にて滞在するので、サービス業（とりわけ宿泊施設）に対しては波及効果を算定することはできる。

1機のロケット・人工衛星の打ち上げの準備は、JAXA、メーカーによって行われ、打ち上げ1ヶ月前から特区周辺の宿泊施設に滞在するようになる。これら特区周辺の宿泊施設に対しては、1回の打ち上げに毎に約8000万円の需要が発生していると推測される。

宿泊施設に関しては、現況で約1億6千万円、5年後（平成19年度）では約2億4千万円を見込んでいる。

ロケットの打上げを行うことから派生する間接的な効果

間接的な効果としては、ア)観光客などの来島数増加、イ)「宇宙に一番近い島」としての種子島の認知度アップ、ウ)次世代を担う青少年を対象に宇宙開発への興味促進を図る教育普及の展開、エ)国際交流の進展などが期待できる。

特に、ア)については、世界遺産である屋久島と近接して最先端技術であるロケット打ち上げ射場の観光が可能であることは、観光地としての大きな魅力となっている。今後、新種子島空港の開港に伴う輸送力の向上にあわせて、宇宙開発特区としてイメージアップを図ることは有効と思われる。

観光客数（種子島・屋久島地区）としては、現況（平成14年）で339万9千人であり、5年後（平成19年）では371万2千人を見込んでいる。

イ)についても、種子島を舞台にしたドラマ、映画などのロケ地として選定されるなど、イメージアップに繋がっている。（平成13年度に放映、公開されたNHK朝の連続テレビ小説「まんてん」、映画「明日があるさ」など）

8. 特定事業の名称

410 国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

国内で最大規模のロケット打ち上げ射場を有し、景観に恵まれた当該地域において、今回「宇宙開発特区」として認定を受けることにより、宇宙開発並びに打ち上げサービス事業の推進、当該地域の総合的な振興・活性化をより確かなものとするため、以下の事業（関連事業）等を導入・展開する。

新種子島空港の整備（県）

島内住民の生活路線の確保、打ち上げ従事者のスムーズな島内入り、並びに更なる観光客の誘致掘り起こしを図るため、現種子島空港（滑走路1,500m）の北東側に新種子島空港（滑走路2,000m）を平成18年3月開港を目指し建設中。

現空港は、YS-11型機（最大64名輸送）が就航しているが、新空港完成後はジェット旅客機の離発着が可能となる。

これにより、国内主要空港からの直接乗り入れによる時間短縮・利便性の向上、並びに輸送容量の増加に伴い、特区内及び周辺地域への効果が期待できる。

滞在環境の整備（町・民間企業）

打上げ作業従事者や観光客の快適な滞在環境を実現するため、宇宙センター周辺の宿泊施設やインターネット環境などを整備する。

1) 宿泊施設

シングルルームの室数増加、余暇時間のケア

2) インターネット環境

高速回線の整備

航空宇宙関連産業の支援及び導入（県）

航空宇宙関連産業に進出意欲のある本県企業と航空宇宙関連産業の中核的企業との直接的な接点を提供し、ビジネスチャンスの機会を創出するため、「宇宙産業懇話会」を開催する。

観光PRの推進（県、市町、民間企業）

県他で組織している「観光かごしま大キャンペーン推進協議会」等により、次の事業を実施し、観光客の誘致促進、広報宣伝活動を行う。

1) 大都市圏における広報宣伝

大都市圏の百貨店等で開催される観光物産展等における観光PR

2) 旅行エージェント・マスコミ等を活用した広報宣伝

旅行エージェントとのタイアップによる旅行商品造成への支援・要請
マスコミ招待事業等による各種新聞、旅行雑誌等への記事掲載

3)航空会社、地元広域観光協議会とのタイアップ事業

航空会社とのタイアップによる「種子屋久キャンペーン」の実施

地元広域観光協議会とのタイアップによる観光リーフレット等の作成

青少年の宇宙開発に対する教育普及活動の推進（県、市町、JAXA、（財）日本宇宙少年団）

宇宙センターをベースとして、次世代を担う青少年を対象に宇宙開発への興味促進を図ることを目的とし、スペースキャンプ、コズミックカレッジ等の教育プログラムを実施する。

また、宇宙科学技術館（宇宙センター内）を活用した、普及啓発活動を図る。

別紙

1. 特定事業の名称

4 1 0 国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

1) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」と呼称する。)

住所 〒182-8522 東京都調布市深大寺東町7-44-1

代表者 (理事長) 山之内 秀一郎

2) 三菱重工業株式会社(以下、「MHI」と呼称する。)

住所 〒108-8215 東京都港区港南2-16-5

代表者 (代表取締役社長) 佃 和夫

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

認定日以降速やかに

4. 特定事業の内容

1) 人工衛星打ち上げ事業の中で当該特定事業を実施するものとし、宇宙開発特区内で運用される下記の無線局について、その無線通信免許の取得にあたって規制の特例措置を受ける。

人工衛星の機能確認のため、地上で電波放射を行う人工衛星の無線局
人工衛星の機能確認のため、人工衛星に対して電波放射を行う地上に設置される確認用無線局

2) 事業に関与する主体

上記 について、国家プロジェクトにあっては人工衛星の主要開発者であるJAXAが主に事業に関与する。なお、今後受注の期待される国内の民間衛星運用事業の人工衛星打ち上げにあっては衛星運用者が当該特定事業の主体となるが、打ち上げが決まった段階で主体を追加することとしている。

また、 の全ての設備に係る所有者はJAXAであり、2004(平成16)年度までに打ち上げられる国のプロジェクトはJAXAが無線局免許を取得する(MTSAT-2を除く)。一方、2005(平成17)年度以降に打ち上げられるプロジェクトでは人工衛星打ち上げ事業は民間に移管され、無線局運用はMHIが行うため、MHIが無線局免許を取得する。なお、その他の国家プロジェクトやMHIが行う民間商業衛星の打ち上げについては、打ち上げ追加や設備運用分担が決まった段階で主体を追加することとしている。

3) 事業が行われる区域

規制の特例措置の適用を受ける範囲は、上記 および 共に宇宙開発特区の範囲のうち、熊毛郡南種子町の一部（独立行政法人宇宙航空研究開発機構鹿児島宇宙センターのうち、種子島島内に置かれている種子島宇宙センター）である。

4) 事業の実施期間

人工衛星打ち上げ事業は既に行われている事業であるため、 および 共に、特区の適用を受けた後、速やかに準備を行い、適用直後に行う手続きから当該特定事業を実施する。

なお、MHIは、2005（平成17）年度に打ち上げられるプロジェクトからJAXAより人工衛星打ち上げ事業を引き継ぐため、これに必要な時期（2004（平成16）年度中）から当該特定事業を開始し、特に期限を定めず継続していくこととなる。

5) 事業により実現される行為

は、本免許前に付与される当該無線局の予備免許の段階において機能確認のために実施する通信が認められる。これにより、従来、機能確認のために必要であった地上用の通信に係る無線局免許手続きが不要となり、当該特定事業の実施によって無線通信免許手続き事務作業の簡素化が図られる。

同様に は、無線局免許の最大有効期間の延長であり、当該特定事業の実施によって無線通信免許手続き事務作業の簡素化が図られる。

6) 特例措置を適用しようとする無線局の概要

ア) 該当無線局

i) 人工衛星の機能確認のため、地上で電波放射を行う人工衛星の無線局

（人工衛星A）種子島宇宙センター実験局

ii) 人工衛星の機能確認のため、人工衛星に対して電波放射を行う地上に設置される確認用無線局

点検を受ける人工衛星と対をなす（人工衛星A）衛星点検装置実験局

注3：なお、今後は、 を に含める予定である。

種子島宇宙センターに設置の機能確認無線設備

a. STA2パイロード系射場機能確認実験局

b. SFAパイロード系射場機能確認実験局

c. 第1MLパイロード系射場機能確認実験局（注4）

d . 射点ペイロード系射場機能確認実験局

e . V A B ペイロード系射場機能確認中継実験局

注4：これには、無線局の名称が違う第3MLペイロード系射場機能確認実験局があるが、同一設備で目的が同じであるため、割愛した。

イ) 無線設備を使用する目的
別紙別表に示す。

ウ) 無線設備の利用形態
別紙別表に示す。

エ) 無線設備の設置場所または移動する範囲
別紙別表に示す。

5 . 当該規制の特例措置の内容

(無線局を継続して使用する必要性)

今後数年間にわたり国家プロジェクトだけでも複数機の人工衛星を打ち上げる計画が明確であり、人工衛星はロケット打上げ射場に搬入されてから、打上げまでの間に機能確認のための電波放射を行うことが不可欠であるため、既存無線局および新規開設無線局はこの打上げ計画に沿って複数年にわたる運用が必要である。

別紙別表

無線局	無線設備を使用する目的	無線設備の利用形態	無線設備の設置場所または移動する範囲
(人工衛星A)種子島宇宙センター実験局	宇宙開発用	人工衛星Aの打ち上げ射場である種子島宇宙センターにおいて人工衛星Aの射場試験及び打ち上げ準備のために、衛星制御用コマンド信号の受信、並びに衛星状態を示すテレメトリ信号の送信を行う。	常置場所： 種子島宇宙センター第2衛星組立棟内 移動範囲： 種子島宇宙センター内
(人工衛星A)衛星点検装置実験局	宇宙開発用	人工衛星Aの打ち上げ射場である種子島宇宙センターにおいて人工衛星Aの射場試験及び打ち上げ準備のために、衛星制御用コマンド信号の送信、並びに衛星状態を示すテレメトリ信号の受信を行う。	常置場所： 種子島宇宙センター第2衛星組立棟内 移動範囲： 種子島宇宙センター内
種子島宇宙センターに設置の機能確認無線設備	-	人工衛星Aの打ち上げ前に種子島宇宙センターの射点系・射場系の各設備において、当該人工衛星Aのテレメトリコマンドに係る機能確認のために、その電波を中継する。	-
a. STA2ペイロード系射場機能確認実験局	宇宙開発用	人工衛星Aが、ロケットに搭載されてロケット組立棟(VAB)、移動発射台(ML)移動中および射点(LP)にある時に、衛星組立棟(STA2)にあるの設備と組み合わせて機能確認を行うために、電波放射を中継する。	常置場所： 種子島宇宙センター第2衛星組立棟内 移動範囲： 種子島宇宙センター内
b. SFAペイロード系射場機能確認実験局	宇宙開発用	人工衛星Aが、衛星フェアリング組立棟(SFA2)にある時に、衛星組立棟(STA2)にあるの設備と組み合わせて機能確認を行うために、電波放射を中継する。	常置場所： 種子島宇宙センター衛星フェアリング組立棟内 移動範囲： 種子島宇宙センター内
c. 第1MLペイロード系射場機能確認実験局 (第3MLペイロード系射場機能確認実験局)	宇宙開発用	人工衛星Aが、ロケットに搭載されてロケット組立棟(VAB)および射点(LP)にある時に、増田宇宙通信所(MTCS)または衛星組立棟(STA2)にあるの設備と組み合わせて機能確認を行うために、電波放射を中継する。また、移動発射台(ML)移動中は、d.の無線局と組み合わせて機能確認を行うために、電波放射を中継する。	常置場所： 種子島宇宙センター大型ロケット組立棟内 移動範囲： 種子島宇宙センター内
d. 射点ペイロード系射場機能確認実験局	宇宙開発用	人工衛星Aが、ロケットに搭載されて移動発射台(ML)で移動している時に、衛星組立棟(STA2)にあるの設備と組み合わせて機能確認を行うために、電波放射を中継する。	常置場所： 種子島宇宙センターLHS前土堤 (東経130度58分30秒 / 北緯30度24分21秒)
e. VABペイロード系射場機能確認中継実験局	宇宙開発用	人工衛星Aが、ロケットに搭載されてロケット組立棟(VAB)にある時に、a.の無線局または増田宇宙通信所(MTCS)と組み合わせて機能確認を行うために、電波放射を中継する。	常置場所： 種子島宇宙センター大型ロケット組立棟内 移動範囲： 種子島宇宙センター内